

●新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設等を退所した方等へ

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 貸付事業の拡充のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し経済的に厳しい状況にある、岡山県内にある児童養護施設等を退所した方等への支援内容を一部拡充しました。(拡充内容は赤色にて表示)

■ 貸付対象者及び貸付額

(1) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した方等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方

【生活支援費】貸付額：月額 50,000 円

→月額 80,000 円（1 2 か月間のみ。それ以外の期間は月額 50,000 円） <拡充>

貸付期間：大学等に在学する期間（正規修学年数）

【家賃支援費】貸付額：家賃相当額（居住地の生活保護住宅扶助額を上限）

貸付期間：大学等に在学する期間（正規修学年数）

(2) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した方等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方

【生活支援費】貸付額：月額 80,000 円 <拡充>

貸付期間：1 2 か月間（求職期間を含む） <拡充>

※退所又は委託解除後から 3 年までの期間に限ります。

【家賃支援費】貸付額：家賃相当額（居住地の生活保護住宅扶助額を上限）

貸付期間：退所又は委託解除後から 2 年間→3 年間（求職期間を含む） <拡充>

※資格取得希望者については、拡充の取り扱いはありません。

■ 貸付申請の手続

通常の申請書類に加えて下記の書類が必要になります。申請書類を揃え、下記申請先へ郵送またはご持参ください。

・収入の減少状況に関する申立書(様式)

・提出可能な場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことが確認できる書類
(新型コロナウイルス感染症の影響前後の給与明細、通帳のコピー等)

※その他の申請に必要な書類については、募集要項等をご確認ください。

※その他の自立支援資金の取り扱いについては、基本的に通常の自立支援資金と同じとなります。通常の取り扱いに関する詳細については、募集要項等をご確認ください。

【問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内

電話 086-226-3544 ホムページ URL : <http://www.fukushiokayama.or.jp>